

「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」における農薬の取扱いについて

令和7年1月10日

神奈川県環境農政局農水産部農業振興課

1 特別栽培農産物に係る表示ガイドラインについて

特別栽培農産物に係る表示ガイドラインは、不特定多数の消費者に販売される特別栽培農産物の生産や表示のルールについて定めたものです。

特別栽培農産物とは、その農産物が生産された地域の慣行レベル※1に比べて、節減対象農薬の使用回数が50%以下、化学肥料の窒素成分量が50%以下で栽培された農産物※2をいいます。

なお、同ガイドラインにおける節減対象農薬とは、「化学合成農薬」から「有機農産物の日本農林規格（別表 B.1）で使用可能な化学合成農薬」を除外したものです。化学合成とは、化学的手段（生活現象に関連して起こる発酵、熟成等の化学変化を含まない。）によって化合物及び元素を構造の新たな物質に変化させることをいいます。

※1 慣行レベルとは、各地域の慣行的な栽培で使用される節減対象農薬の使用回数及び化学肥料の窒素成分量として地方公共団体が策定又は確認したものです。

※2 特別栽培農産物の対象となる農産物は、野菜及び果実（加工したものを除く。）並びに穀類、豆類、茶等で乾燥調製したものです。

2 節減対象農薬の使用回数のカウント方法について

(1) 基本的な考え方

節減対象農薬の使用回数は、使用した農薬に含まれる節減対象となる有効成分ごとにカウントし、その総数とします。

例えば、節減対象となる2種類の有効成分を含む農薬は、1回散布した場合でも使用回数は2回となります。

なお、節減対象は、栽培期間中に散布する除草剤、殺菌剤、殺虫剤のほか、植付け前の土壌消毒剤、種子消毒剤なども含まれます。

(2) 注意が必要なもの

ア 節減対象農薬を継続的に空中に放出する防除資材（ラノーテープ等）

設置した回数をカウントします。栽培中にテープの張り替えを行った場合は、回数が増加します。

イ 植物成長調整剤（着果促進剤等）

交配の際に花にだけ散布し、1つの花には1回しか使わない場合は、栽培期間中を通じて1回とカウントします。

なお、パラフィン、展着剤として使用する場合はカウントしませんが、植物成長調整剤として使用する場合はカウントします。

ウ 接ぎ木栽培

穂木と台木とで、多く使用した方を使用回数としてカウントします。

エ スポット散布

病害虫が発生した場所だけに農薬を使用した場合、場所ごとに表示を区分しないのであれば、最も多く使用した場所の使用回数をカウントします。

オ 種子消毒

節減対象農薬を使用して種子消毒を行った場合は、使用回数としてカウントする必要があります。購入種子の場合は種苗会社に確認の上、その使用回数をカウントします。

ただし、節減対象農薬不使用の種子・苗等の入手が困難な場合は、入手以前に使用された農薬については使用回数に含めません。その場合、種子繁殖の品種は種子、栄養繁殖の品種は入手可能な最も若齢のものを基準とし、それ以降に使用された節減対象農薬は使用回数としてカウントします。

3 節減対象農薬以外の農薬

(1) 化学合成農薬以外の農薬（天然物由来農薬）

ア 天然物由来農薬

例：ポリオキシシン剤、バリダマイシン剤、カスガマイシン剤等

イ 天敵等生物農薬

例：B T剤（生菌、死菌）、チリカブリダニ剤、バチルスズブチリス剤等

(2) 有機農産物の日本農林規格（別表B.1）で使用可能な農薬（下記URLを参照）

URL：https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/attach/pdf/yuuki-437.pdf

(3) 特定農薬（特定防除資材）

天敵（使用場所と同一都道府県内で採取されたもの）、食酢、重曹、

次亜塩素酸水（塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解して得られるものに限る。）、

エチレン（パイナップルの開花誘発、バナナ、キウイフルーツ及びアボカドの追熟に使用する場合に限る。）

(4) 展着剤

※ 展着剤は一般にそれ自体普通の農薬のような薬効を持たないため、節減対象農薬の使用回数には含まれません。

節減対象農薬以外の農薬について（分類）

農薬 (特定農薬以外)	農薬S有 以能で機 外な使 の農用A	化学合成農薬以外	化学合成農薬 節減対象農薬
	有機JAS で使用可能な農薬 (※1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ポリオキシシン剤 ・バリダマイシン剤 	<ul style="list-style-type: none"> ・除虫菊乳剤 (※2) ・ピレトリン乳剤 (※2) ・なたね油乳剤 ・調合油乳剤 ・マシン油エアゾル ・マシン油乳剤 ・デンブン水和剤 ・脂肪酸グリセリド乳剤 ・メタアルデヒド粒剤 (※2) ・メタアルデヒド剤 (※2) ・硫黄くん煙剤 ・硫黄粉剤 ・水和硫黄剤 ・石灰硫黄合剤 ・シイタケ菌糸体抽出物液剤 ・シイタケ菌糸体抽出物水溶液 ・炭酸水素ナトリウム水溶液 ・銅水和剤 ・銅粉剤 ・硫酸銅 (※2) ・生石灰 (※2) ・天敵等生物農薬
特定農薬		<ul style="list-style-type: none"> ・天敵(使用場所と同一都道府県内で採取されたもの) ・食酢 ・重曹 	<ul style="list-style-type: none"> ・エチレン (※2) ・次亜塩素酸水（塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解して得られるものに限る。）

※1 組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。

※2 有機農産物の日本農林規格の表B.1及びD.1で以下の基準が定められているため、確認して使用すること。

農薬	基準
除虫菊乳剤	除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキシサイドを含まないものに限ること
ピレトリン乳剤	
メタアルデヒド粒剤	捕虫器に使用する場合に限ること。
メタアルデヒド剤	
硫酸銅	ボルドー剤調製用に使用する場合に限ること。
生石灰	
性フェロモン剤	農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とするものに限ること。
展着剤	カゼイン又はパラフィンを有効成分とするものに限ること。
二酸化炭素くん蒸剤	保管施設 (※5) で使用する場合に限ること。
ケイソウ土粉剤	
炭酸カルシウム水和剤	銅水和剤の薬害防止に使用する場合に限ること。
エチレン	パイナップルの開花誘発、バナナ、キウイフルーツ及びアボカドの追熟に使用する場合に限ること。
その他の農薬	有効成分としてこの表の他の農薬に含まれる有効成分のみを2つ以上含有するものに限ること。

※3 エコピタ液剤は有機JAS非適合のため節減対象農薬となる。

※4 硫黄・銅水和剤、炭酸水素ナトリウム・銅水和剤、脂肪酸グリセリド・スピノサド水和剤等が該当する。

※5 有機農産物の日本農林規格の5.13に従い管理を行うのに支障のない広さ、明るさ及び構造であり、適切に清掃されていなければならない。